第 3863 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年10月19日月曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ アマゾン、PE に課税

♀ : 先日、アマゾンに対して、PEを有していると認定して追徴課税したというニュースを見ましたが、どういうことですか?

A:国内に恒久的施設(PE)を有していない非居住者は、課税されないのですが、アマゾンはPEを有していると認定されて課税されたようです。

## 【解説】

国内に住所を有している者、又は1年以上居所を有している個人である居住者は、国内だけでなく全世界の所得に対して課税されますが、居住者以外の個人及び外国法人は、国内に恒久的施設(PE)を有しているときに限り、国内所得に対して課税されることとなっています。

つまり、居住者及び外国法人は、国内に恒久 的施設を有していないときは課税されないの ですが、東京国税庁はアマゾンジャパン・ロジ ティクスは実質的にAmazon. comInternational Salesの支社として事業を運営していたと認定 し、追徴課税に踏み切ったようです。

PEとは、所得税で次のように規定しています。

- ① 支店、出張所、事業所、工場、倉庫業者の 倉庫、鉱山・採石場等の天然資源を採取す る場所
- ② 建設、据付、組立て等の建設作業等のための役務の提供で1年を超えて行うもの
- ③ 非居住者のためにその事業に関し契約を結 ぶ権限のある者で常にその権限を行使する 者や在庫商品を保有しその出入庫管理を代 理で行なう者、注文を受けるための代理人







